令和5年度

静岡市両河内財産区会計 歲入歲出決算審査意見書

静岡市監査委員

06静 監 第 927号 令和 6年10月 3日

静岡市両河内財産区管理者 静岡市長 難波 喬司 様

静岡市監査委員 遠 藤 正 方

同 白鳥 三和子

同 寺澤 潤

同 稲葉寛之

令和5年度静岡市両河内財産区会計歳入歳出決算審査意見の提出について

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第233条第2項の規定により、令和5年度静岡市両河内財産区会計歳入歳出決算及び関係書類を静岡市監査基準 (令和2年静岡市監査委員告示第1号) に基づいて審査したので、次のとおり意見を提出します。

令和5年度静岡市両河内財産区会計歳入歳出決算審査意見

1 審査の基準

この審査は、静岡市監査基準に基づいて実施した。

2 審査の種類

(1)審査の名称

令和5年度静岡市両河内財産区会計歳入歳出決算審査

(2) 根拠法令

地方自治法第233条第2項

3 審査の対象

令和5年度静岡市両河内財産区会計歳入歳出決算並びにこれに関する証書類、歳入 歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書

4 審査の着眼点

- (1) 決算書及びその附属書類は、法令で定める様式を基準として作成されているか。
- (2) 決算書及びその附属書類の計数は正確か。
- (3) 予算の執行は、効率的かつ適正に行われているか。
- (4) 財政状態は良好か。

5 審査の主な実施内容

令和5年度静岡市両河内財産区会計歳入歳出決算書及びその附属書類について、上記着眼点に基づき審査した。

6 審査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監查委員事務局執務室

(2) 日程

令和6年6月14日から令和6年10月1日まで

7 審査の結果

(1)監査基準第19条第2項又は第3項の規定に基づく記載

1から6までの記載事項のとおり審査した限り、重要な点において、令和5年度静岡市両河内財産区会計歳入歳出決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であることが認められた。

なお、決算の概要等は、後述のとおりである。

(2) 監査基準第19条第4項の規定に基づく記載

静岡市両河内財産区基金条例(平成15年静岡市条例第310号)第6条各号は基金を 処分できる場合を規定しているが、いずれの場合も「経費の財源」又は「不足額をうめ るための財源」に充てることを処分の条件としている。

令和5年度静岡市両河内財産区会計歳入歳出決算では、歳出総額 438 千円 (438, 180 円)) を15 千円 (15,820 円) 上回る454 千円 (454,000 円) の両河内財産区基金の処分が行われていた。

財産区は、財産の処分については財産区のある市町村又は特別区との一体性をそこなわないように努めなければならない旨が地方自治法第296条の5に規定されており、条例の解釈、運用についても、市に準じるべきと解されるところ、財政調整基金等市の基金においては、決算見込額に基づき基金を取り崩しており、条例に規定する経費等の財源に充てた額を超える分がある場合は出納整理期間に基金への繰戻しを行う運用がされているが、両河内財産区基金では繰戻しを行わず、次年度の繰越金として経理されていた。

【参考】

静岡市監査基準(令和2年静岡市監査委員告示第1号) (抄)

(監査報告等の内容)

- 第19条 監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。
- 第1号から第8号まで 略
- 2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- 第1号から第4号及び第6号から第8号まで 略
- (5) 決算審査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること。
- 3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な 点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要 と認める事項を記載するものとする。
- 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合は、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。
- 第5項及び第6項 略

- (注) 数値は、次のとおり表示し、又は算出しているため、差額、合計等が一致しない場合がある。
- (1) 文中の金額は原則として万円単位、表中の金額は千円単位で表示し、いずれも単位未満は切り捨ててある。
- (2) 比率 (%) は、原則として小数点以下第 2位を四捨五入し、第 1 位までとした。ただし、99.95%以上 100%未満のものは 99.9%とした。
- (3) 差額等の数値が 0 のもの又は該当数値はあるが単位未満のものは、 $\lceil 0 \rceil$ 、 $\lceil 0.0 \rceil$ で表示した。
- (4)該当数値がないもの、算出不能なもの又は1,000.0%以上の増減率等の無意味なものは、「一」で表示した。
- (5)減数又は負数は、「△」で表示した。

8 決算の概要

歳入

(単位 千円・比率 %)

区分	予算現額	調定額	収入済額	執行率	収入率	不納欠損額	収入未済額
令和5年度	584	539	539	92. 4	100.0		_
令和4年度	584	497	497	85. 2	100.0		_
比較増減	0	41	41	7.2	0.0	_	_
増 減 率	0.0	8. 4	8. 4	_	_	_	_

歳 出

(単位 千円・比率 %)

区分	予算現額	支出済額	執行率	翌年度繰越額	不用額	歳入歳出差引額
令和5年度	584	438	75. 0	_	145	101
令和4年度	584	438	75. 0	_	145	59
比較増減	0	0	0.0	_	0	41
増 減 率	0.0	0.0	_	_	0.0	70.3

(1)支出済額は43万円で、予算現額に対する執行率は75.0%となっていた。これは主に、

議員の視察等を実施しなかったことによるものである。

9 決算収支の状況

(単位 千円)

	区 分	令和5年度	令和4年度	比較増減
A	歳入決算額	539	497	41
В	歳出決算額	438	438	0
С	形式収支 (A-B)	101	59	41
D	翌年度へ繰り越すべき財源	_	_	_
Е	実質収支 (C-D)	101	59	41

10 財産に関する調書

(1) 公有財産の状況は、次のとおりである。

土地 (単位 m²)

X	分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
Ц	」林	1, 702, 687. 00	I	1, 702, 687. 00

山林

(単位 面積 ㎡・蓄積量 ㎡)

土地の	土地面積	立木の推定蓄積量		
	決算年度末	前年度末	決算年度中	決算年度末
権利の区分	現在高	現在高増減高現		現在高
所 有	1, 702, 687. 00	30, 976. 76	456. 15	31, 432. 91
直営	977, 593. 00	15, 573. 15	1, 248. 94	16, 822. 09
分 収	725, 094. 00	15, 403. 61	△792. 79	14, 610. 82

立木の推定蓄積量は、前年度に比べて 456 m³増加していた。これは、発育による自然

増によるものである。

なお、直営林及び分収林の増減高のうち 1,019 m³は、分収林から直営林に変更された ものである。

(2) 出資による権利は、次のとおりである。

清水森林組合出資金

(単位 千円)

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
出資金	400	_	400

(3) 基金の保有状況は、次のとおりである。

両河内財産区基金

(単位 千円)

区	分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
現	金	72, 638	△454	72, 184

基金の決算年度末現在高は、前年度に比べて 45 万円減少していた。これは、基金の 取崩しによるものである。